明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（**外務**一二一）　一
○財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和六年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件（**財務**九八）　一六

〔官庁報告〕
官庁事項
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（日本海・九州西広域漁業調整委七五～七七）　三
太平洋広域漁業調整委員会指示（太平洋広域漁業調整委四六、四七）　一四
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（瀬戸内海広域漁業調整委四五、四六）　二五

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、特別清算、再生関係　二七
特殊法人等
日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・指定法の付記・記章紛失関係　八三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　八五
会社その他
会社決算公告　八九